

山形大学中央図書館研究室貸出細則

平成 22 年 1 月 18 日 小白川図書館専門会議

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学中央図書館利用規程第 10 条の規定に基づき、図書及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）の研究室貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出要件)

第 2 条 教育又は研究上特に必要な図書館資料は、研究費購入のものに限り、当該研究室に貸出することができる。

2 第 6 条の規定に基づき返却された図書館資料のうち、中央図書館長が特に認めたものについては、前項の規定にかかわらず、他の研究室に貸出することができる。ただし、返却後一定期間内に利用の申し出があった場合に限る。

(貸出期間)

第 3 条 貸出期間は、1 年以内とし、更新は無制限とする。

(貸出手続)

第 4 条 第 2 条の貸出を受けようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。

(図書館資料の利用)

第 5 条 利用者が、教育又は研究のため、研究室に貸出中の図書館資料（以下「研究室貸出図書館資料」という。）について利用を申出た場合は、支障のない限り応じるものとする。

(返却)

第 6 条 研究室貸出図書館資料で必要のなくなった図書館資料は、直ちにこれを返却しなければならない。

附 則

この細則は、平成 22 年 2 月 5 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 5 年 3 月 10 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。